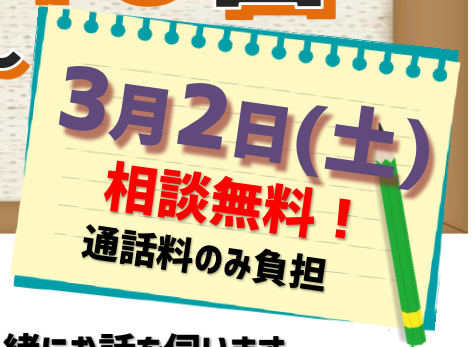


北海道立消費生活センター 札幌弁護士会 共催

住宅トラブル110番

～賃貸・リフォーム・修繕など～



賃貸住宅やリフォーム、住宅の修繕に関するトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が一緒にお話を伺います。

こんな相談ありませんか？

相談事例①

「火災保険で修理できる」とチラシを見て、業者に保険の申請手続きを依頼した。修理も依頼しないと給付金の20%の手数料がかかるというので、雨漏り修理をしてもらったが、工事が杜撰で何回修理しても直らないので信用できなくなった。

相談事例②

仲介会社に「日当たり良好」と言われた部屋を契約したが、実際は窓から光が入らず暗い部屋だった。話が違うので解約しようとしたら、違約金を請求された。

相談事例③

自宅の新築工事を契約したが、予定より工事が遅れて引き渡しできないと言われた。賃貸マンションからの引っ越しも遅れて負担が発生しているので、事業者には賠償請求したい。

地震に関する相談も受け付けています！

当日のみ 特設電話



011-232-2811

電話相談・面談 10:00～15:00

面談予約・問合せ 011-221-0110

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

※面談での相談をご希望の方は、事前予約が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

※面談時間は先着順で調整させていただきます。



北海道消費者教育PRキャラクター
「かしこしか」

会 場	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F 北海道立消費生活センター
------------	--

電話での 事前申し込み	TEL : 011-221-0110
----------------	---------------------------

FAXでの 事前申し込み	FAX : 011-221-4210 「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など～」 面談予約係
-----------------	---

氏 名	
住 所	
日中連絡可能な 電話番号	
FAX番号	
面談希望時間	() 10:00～ () 11:00～ () 12:00～ () 13:00～ () 14:00～ () いつでも可能
※同じ時間帯の希望が重 複することもありますの で、面談可能な時間帯す べてに○をつけてください	
連絡事項	

※詳細について、こちらから連絡する際は011-221-0110からお電話をします。